

焼却灰（しょうきやくばい）

◎焼却灰とは

ごみを焼却した際、もえがら(不燃残渣)として残り、炉の下から排出されたものをいう。性状としては、砂分・缶類・ガラス類・セトモノ類・鉄類等で組成されている。

※重金属溶出防止のため、ポリ硫酸第二鉄液を噴霧し、安定化(養生)させ最終処分をしている。

- 【最終処理先】 ○渡辺産業(株) 栃木県日光市町谷1756番地他4筆
○ツネイシカムテックス(株) 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1



固化灰(こかばい)

◎固化灰とは

ごみを焼却した排気ガス中に含まれた、ばいじん(飛灰)を廃熱ボイラー・ろ過式集じん装置(活性炭吹込型)から、除じんをし、混練成型機(灰処理設備)で、ばいじん・脱水汚泥・セメント・プラント水を添加し、造粒したものをいう。

※固化する目的：最終処分する際の飛散防止、重金属等の溶出防止。

- 【最終処分先】 ○(株)ウイズウェイストジャパン 群馬県吾妻郡草津町大字前口176-4 新草津ウェイストパーク
○ジークライト株式会社 山形県米沢市大字板谷字四朗右エ門沢773番地1,2 エコポート最終処分場

